

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県総合保健事業団（以下「事業団」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定め、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事であって事業団の事業所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、別表の常勤役員報酬限度額表の区分に応じて定められた報酬限度額（年額）の範囲内で、報酬を支給する。ただし、職員が常勤役員を兼ねるときは報酬を支給せず、職員給与規則に定める給与を支給する。

- 2 評議員が評議員会に出席した場合は、定款第13条に定める年額総額を上限とし、1日あたり1万円を報酬として支給する。
- 3 非常勤役員のうち理事が、理事会又は評議員会に出席した場合又は理事長の求めに応じて理事の職務執行に資する職務を行った場合は、年額総額60万円を上限とし、1日あたり1万円を報酬として支給する。
- 4 非常勤役員のうち監事が、理事会又は評議員会に出席した場合若しくは定款第8条に定める監事の監査又は定款第24条に定める監査等を行った場合は、報酬を支給するものとし、その額は、年額総額120万円を上限として、監事の協議により決定する。
- 5 役員及び評議員には、賞与を支給しない。
- 6 役員及び評議員のうち国又は地方公共団体の職員には、報酬等を支給しない。

(常勤役員の報酬年額の決定)

第4条 常勤役員それぞれの報酬年額は、別表に定める報酬限度額（年額）の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(常勤役員に対する報酬の支給方法等)

第5条 常勤役員に対する報酬は、報酬年額を12で除して得た額を毎月21日に支給する。ただし、その日が休日若しくは日曜日に当たるとき、又は祭礼等のため指定金融機関が休業し、現実にその日に支給できないときは、その日前においてその日に最も近い休日及び日曜日でない日で現実に支給できる日を支給日とする。

- 2 月の途中で常勤役員に就任したとき又は解任されたときの報酬は、その月の現日数から勤務を要しない日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割り計算で支給する。
- 3 常勤役員が退任したときは、その月まで報酬を支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員及び評議員のうち国及び地方公共団体の職員には、費用は支給しない。

(常勤役員の退職手当)

第7条 常勤役員が退職した場合は、退職手当を支給する。なお、職員としての在籍期間があった場合には、職員としての退職金を合算して支給する。

- 2 常勤役員のうち、秋田県職員を退職した後に常勤役員に就任した者には、退職手当を支給しない。
- 3 非常勤役員及び評議員には、退職手当を支給しない。
- 4 常勤役員の退職手当の額は、常勤役員に就任した最初の3任期については、1任期につき任期期間の総報酬額の100分の10以内とする。3任期を超える任期については、1任期につき任期期間の総報酬額の100分の6以内で、かつ190万円を超えない額とする。
- 5 支給する退職手当の額は、前項の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 6 常勤役員が業務上の傷病又は死亡により退職した場合は、第4項により計算した額にその5割以内に相当する金額を加算することができる。
- 7 前二項の規定にかかわらず、常勤役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は理事会の決議を経て、退職手当の額を減額し、又は不支給とすることができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
 - (2) 故意又は過失により事業団に重大な損害を与えた場合
 - (3) 事業団の信用を傷つけ、又は事業団の不名誉となる行為等をした場合
 - (4) その他退職手当の額を減額し、又は不支給とすることが適当と認められる場合

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

附則

この規程は評議員会の議決のあった日（平成27年3月24日）から施行する。

附則

1. この規程は評議員会の議決のあった日（平成29年6月27日）から施行する。
2. この規程の施行時に就任している常勤役員の退職手当について、平成29年5月16日で解散した厚生年金基金（以下 解散基金という）の解散日時時点で算定された要支給額を退職手当の一部とみなし、退職手当の額から控除するものとする。解散基金からは清算後、一時金として平成31年度に支払うこととする。

附則

この規程の改正は、評議員会の議決のあった日（令和6年6月24日）から施行する。

別表

常勤役員報酬限度額表

区 分	報酬限度額（年額）
理事長	8,500千円
副理事長	8,000千円
専務理事	7,500千円
常務理事	7,000千円
理事	6,500千円

※ 常勤役員が医師である場合は、表中の報酬限度額に10,000千円を加算した額を報酬限度額とする。